

「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」の概要

主 税 局

宿泊税の概要

目 的 等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
納税義務者	都内のホテル又は旅館の宿泊者
課 税 免 除	宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊
税 率	宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 1万5千円以上の宿泊 200円
徴 収 方 法	ホテル又は旅館による特別徴収
申 告 納 入	原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入
施 行 日	平成14年10月1日

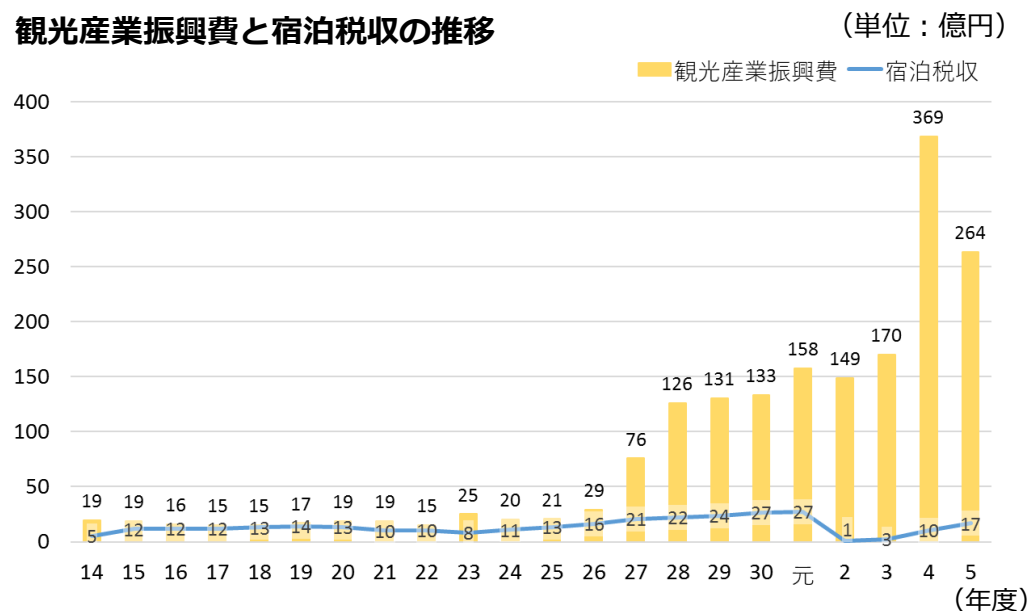
宿泊税の施行状況

- 東京都は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成14年10月1日に宿泊税を導入
- 宿泊税について理解を得るため、リーフレット、広報紙、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、周知活動を積極的に実施
- 宿泊税は、東京観光情報センターの整備・運営やウェルカムカードの作成など、観光振興施策にその全額が充当されており、都による戦略的な観光振興施策の推進に寄与

宿泊税の必要性及び課税のあり方

- 観光振興施策の推進を財政面から支えてきたこと、都税として十分に浸透していること、今後、施策を進めるにあたり引き続きその役割を果たしていくことが期待されていることを踏まえれば、**課税の継続が適当**
- 観光産業振興費と宿泊税収との乖離の拡大や、高額な宿泊の増加、他自治体における宿泊税の導入など、創設当時と比べ宿泊税を巡る状況は変化していることから、税の公平性を確保する観点も踏まえ、**課税のあり方について見直しを検討する必要性が生じている**
- しかし、新型コロナウイルス感染症やコストの上昇等により深刻な影響を受けた宿泊業界の状況等を踏まえると、**当面は現行の課税方式を維持することが適当**
- 宿泊税の課税のあり方について、旅行需要の回復状況や観光産業を巡る状況、都における観光振興施策の展開等を踏まえつつ、引き続き検討

観光産業振興費と宿泊税収の推移



※ 平成14年度から令和3年度までは決算額、令和4年度は最終補正後予算額、令和5年度は当初予算額。

※ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月1日から令和3年9月30日まで課税停止。